よりよい生活環境のために 生活排水は処理して流しましょう。

川や湖の水質は、適切な排水処理と適切な維持管理によって、守られなければなりません。
下水道が使える人は下水道へつなぎ、下水道が使えない人は合併処理浄化槽で排水処理をしてください。
（下水道が使えるようになったら、遅滞なく下水道へ接続することが法律や条例で定められています。また、浄化槽をお使いの方は、浄化槽の保守点検・清掃・法定検査を規定どおり実施しない場合、法律に基づき罰せられることがあります。）

職員が未接続のお宅にお伺いしています

水洗化率（下水道接続率）の向上による生活環境の改善及び水質浄化を図るため、職員による戸別訪問勧奨を実施しています。
今後も、引き続き皆様の協力が得られるよう継続的に実施し、さらなる水洗化率の向上を目指します。

●下水道に関するお問い合わせ先

地区	担当	電話
浜松･浜北･雄踏･舞阪地区	お客さまサービス課	☎474-7915
細江･引佐地区	引佐上下水道課	☎542-3316
三ヶ日地区	三ヶ日上下水道室	☎524-1516
天竜地区	天竜上下水道課	☎922-0038
春野地区	春野上下水道室	☎983-0005
佐久間地区	佐久間上下水道室	☎966-0007
水窪地区	水窪上下水道室	☎982-0009

●合併処理浄化槽に関するお問い合わせ先

- 中区まちづくり推進課……☎457-2782
- 東区まちづくり推進課……☎424-0164
- 西区まちづくり推進課……☎597-1150
- 南区まちづくり推進課……☎425-1383
- 北区まちづくり推進課……☎523-1114
- 浜北区まちづくり推進課……☎585-1115
- 天竜区まちづくり推進課……☎922-0022

お知らせコーナー

こんなときは上下水道受付センターへ

次のときは、上下水道受付センターへご連絡ください。
①転居などで、使用を開始または中止するとき
（転居の2日〜1週間前にご連絡ください。）
②使用者の氏名や連絡先を変更するとき
③請求書などの送付先を変更するとき
④井戸使用の一般家庭で世帯員の人数が変わったとき

電　話　053−450−8100
フリーダイヤル　0120−09−1132
FAX　053−450−8101
ポーリング受信機能（各取扱説明書参照）により申込用紙を取り出してご利用ください。
受付ホームページ　開始・中止専用
http://water.city.hamamatsu.shizuoka.jp
受付時間　午前8時〜午後7時（平日）

※引越しシーズンは土日も受け付けます
3月10日〜4月10日までの土･日･祝日は
午前8時30分〜午後5時まで受け付けます。
どうぞご利用ください。

鉛製給水管取替工事補助金制度について

①補助の対象
以下の要件すべてに該当する工事が対象となります。
（1）民有地内に設置してあるメーター器の前後50cm程度に使用されている鉛製給水管を、漏水修繕により鉛以外の給水管に取替えた工事
（2）申請者が浜松市水道事業指定給水装置工事事業者に依頼し、修繕した工事
（3）平成20年4月1日以後に行なわれた工事
※ただし、申請者が水道料金又は下水道使用料を滞納していないことが条件となります。
②補助の金額
対象工事に要した費用について、60,000円を限度に補助します。
●お問い合わせ先
水道工事課　☎053−474−7914
E-mail sd-kouji@city.hamamatsu.shizuoka.jp

下水道使用の届出をお忘れなく！

新規のご利用
下水道をご利用いただく場合、水道水のほか、井戸水など流す水全てに使用料がかかります。
ご利用の際は、使用する場所や水の種類、井戸使用の場合は世帯人員（一般家庭のみ）及び井戸数などを記載した『使用開始届』を必ず提出してください。

変更するとき
使用する水の種類など、利用状況に変更があった場合には届出が必要です。
例）･水道から井戸へ使用する水を変更する場合
･井戸の本数、ポンプ機械の能力などが変わった場合など

届出を忘れると罰則が適用される場合があります。
●お問い合わせ先
お客さまサービス課　☎053−474−7912
E-mail:service@city.hamamatsu.shizuoka.jp

上下水道部からのお願い

メーターが見やすいようにご協力ください！
検針を妨げる物や工作物の設置はしないでください。

家の増改築などで、メーターボックスが屋内や車両の下など立ち入りにくい場所になるときには、屋外のいつでも検針できるところに移してください。

犬は、出入口やメーターボックスから遠く離してつないでください。

メーターボックスの上に物を置いたり、駐車したりしないでください。

はままつ 水だより　第8号

2012.3.5 発行

編集・発行/ 浜松市上下水道部上下水道総務課 〒430-0906 浜松市中区住吉五丁目13番1号　Tel 053(474)-7011 Fax 053(474)-0247
浜松市公式ホームページ　http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/ 生活インデックス→暮らす→水道、下水道へ
E-mail　suidow-s@city.hamamatsu.shizuoka.jp

東日本大震災から1年

災害支援活動から見えてきたこと

震度 4　5弱　5強　6弱　6強　7

平成23年3月11日14時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0という巨大地震が発生、直後に大津波にも襲われ、東北地方を中心に甚大な被害がありました。
浜松市上下水道部では被災地からの要請により職員を派遣、災害支援活動を行いました。
その活動の中で見えた被害の状況と復旧活動の実態を教訓とし、発生が予想されている東海地震への備えを検証しています。

出典:気象庁HP

■水道施設の被害状況

写真提供:石巻地方広域水道企業団

本震で亀裂が入り、余震で倒壊した配水池
津波により破損した、橋の下を通る送水管
継手が外れ漏水が発生した直径2m40cmもある送水管
雪の降りしきる中での応急給水活動

ここが見えた！
- 大口径管や配水池などの被害により断水が長期化。基幹管路の耐震化が急務。
- 地盤の弱い地域に被害が集中。耐震化に向け地盤条件の再検証が必要。
- 耐震管では被害がなく、管路耐震化の有効性を確認。
- 津波により、沿岸部の施設や井戸が壊滅。水管橋も被害を受け津波対策の検証が必要。
- 携帯電話が不通、燃料補給も困難。通信手段や燃料・復旧資材の調達が復旧作業のカギとなる。

●浜松市上下水道部からの災害支援活動

	都市名	活動内容	活動期間	派遣人数（延べ人数）
水　道	石巻市	応急給水活動	3/14〜4/29	434人
下水道	仙台市	管路状況調査	3/14〜4/26	194人

■下水道施設の被害状況

写真提供:仙台市建設局

津波により水没し、甚大な被害を受けた仙台市南蒲生浄化センター

ここが見えた！
- 津波により、低地にある浄化センターに甚大な被害があった。津波被害の想定と対策の検証が必要。
- 下水処理施設は、電気エネルギーへの依存が高いため、停電時の処理施設全停止を想定した対策が急務。
- ポンプ施設も同様に非常用電源の確保等に課題。
- 被害状況を迅速に把握するための手段や復旧に必要な資機材の保管と調達方法が課題。

地盤沈下により陥没した道路

液状化により突出したマンホール